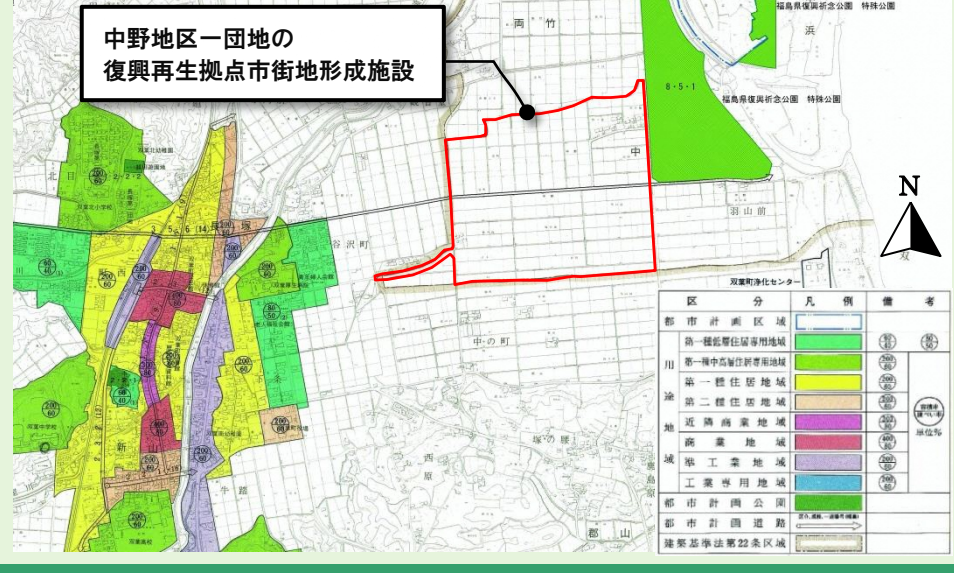


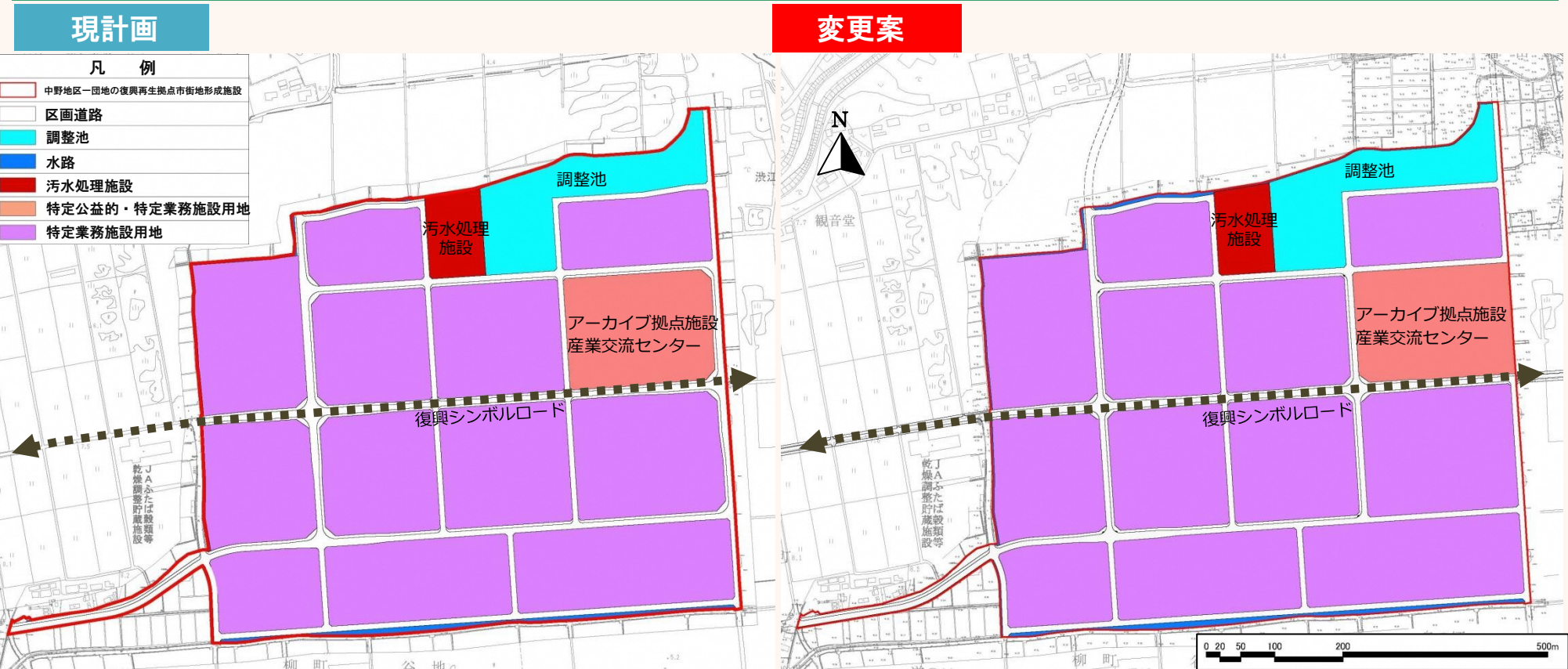
1 都市計画変更案の概要について

(1) 名称、位置・区域、面積

- ①名称：中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- ②位置・区域：双葉郡双葉町大字中野宇宮ノ脇、高田、谷地前及び江又の各一部の区域、字深町、竹ノ花、館ノ内、塚ノ前、堂ノ前及び原田の全部の区域
- ③面積：約49.6ヘクタール

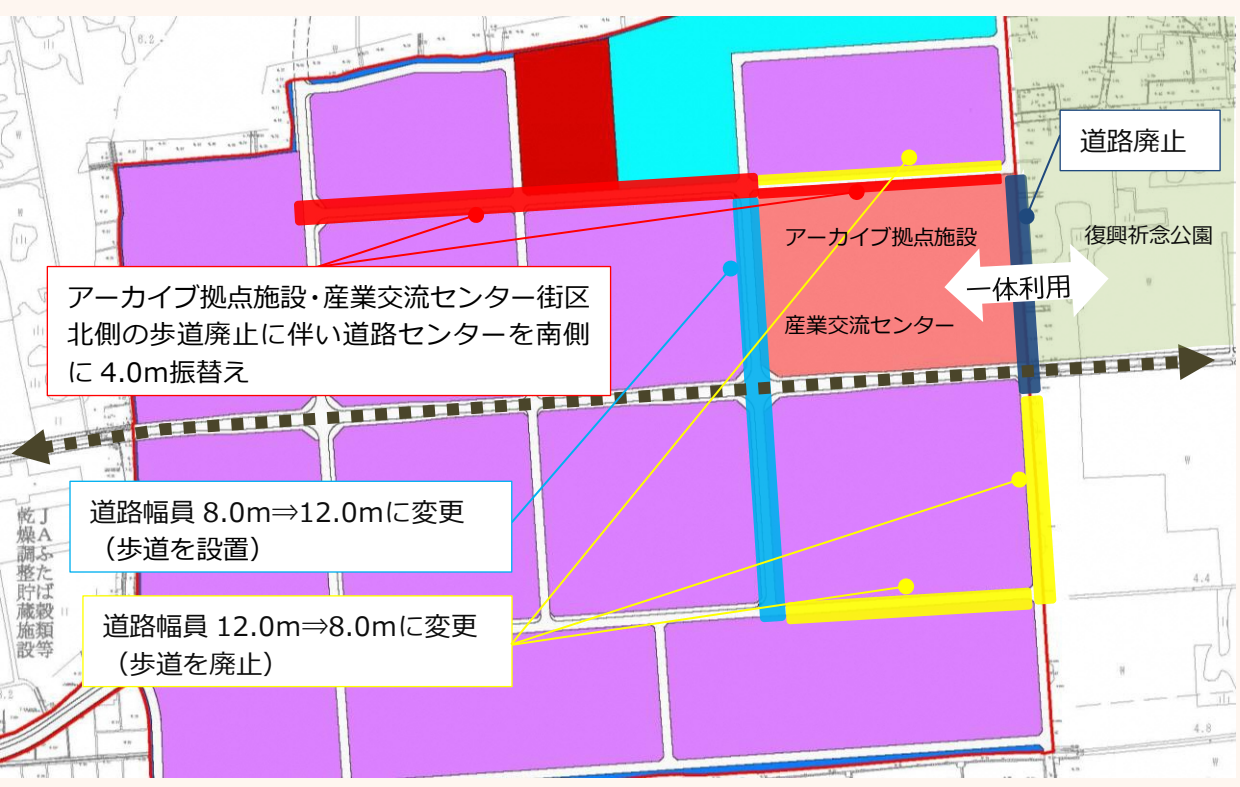


(2) 施設の位置及び規模



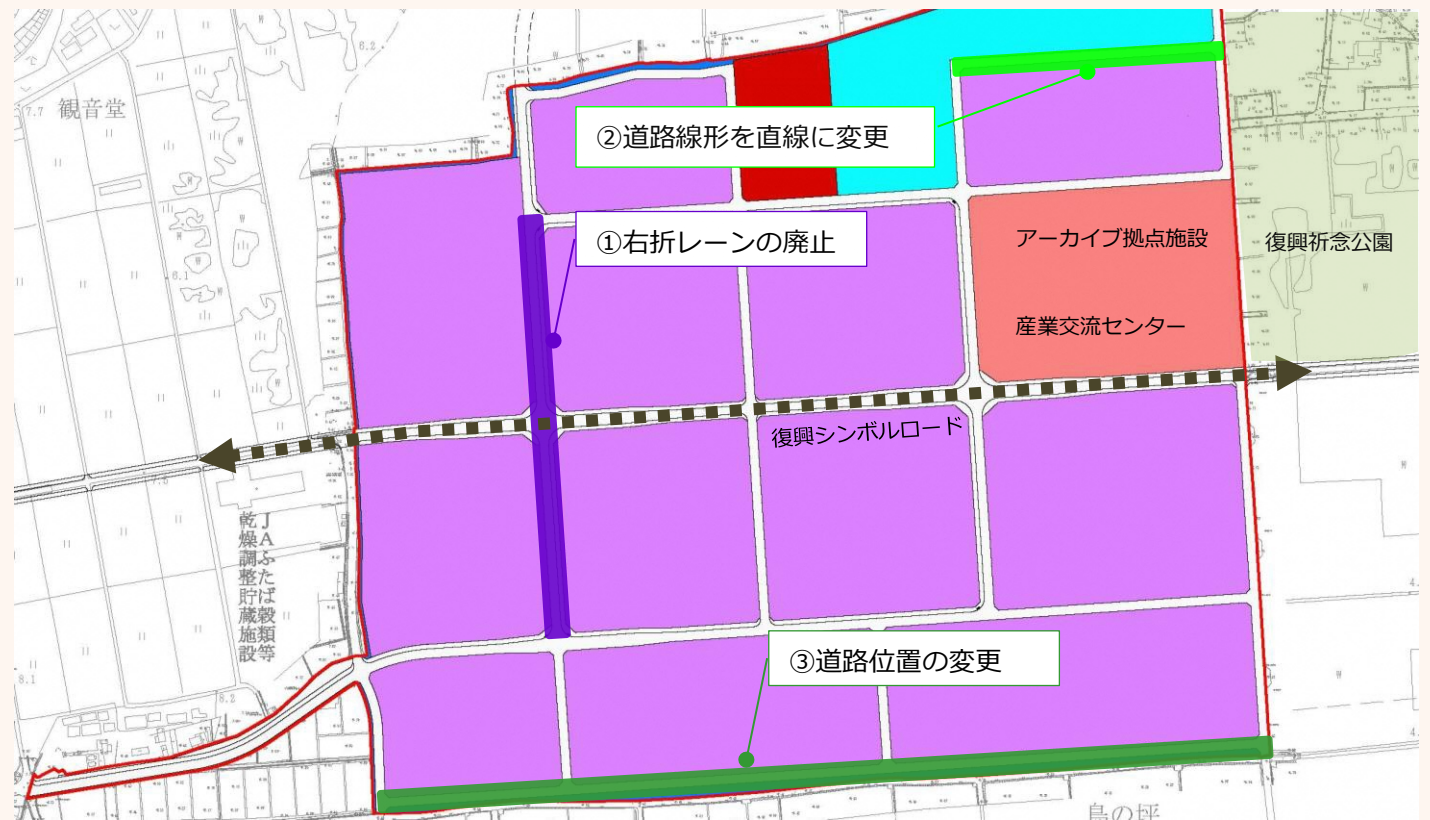
道路廃止による変更

アーカイブ拠点施設・産業交流センターと復興祈念公園の一体利用に伴う道路の廃止により、道路ネットワークの見直し及び道路幅員等を変更します。



その他の変更

- ①復興シンボルロードの警察協議による右折レーンの廃止に伴い、道路幅員を変更します。
- ②宅地の有効利用のために、道路線形を変更します。
- ③道路位置を変更し、水路の規模を変更します。



※この計画は、現時点のものであり、今後変更する場合があります。

双葉都市計画総括図

双葉都市計画 中野地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 総括図



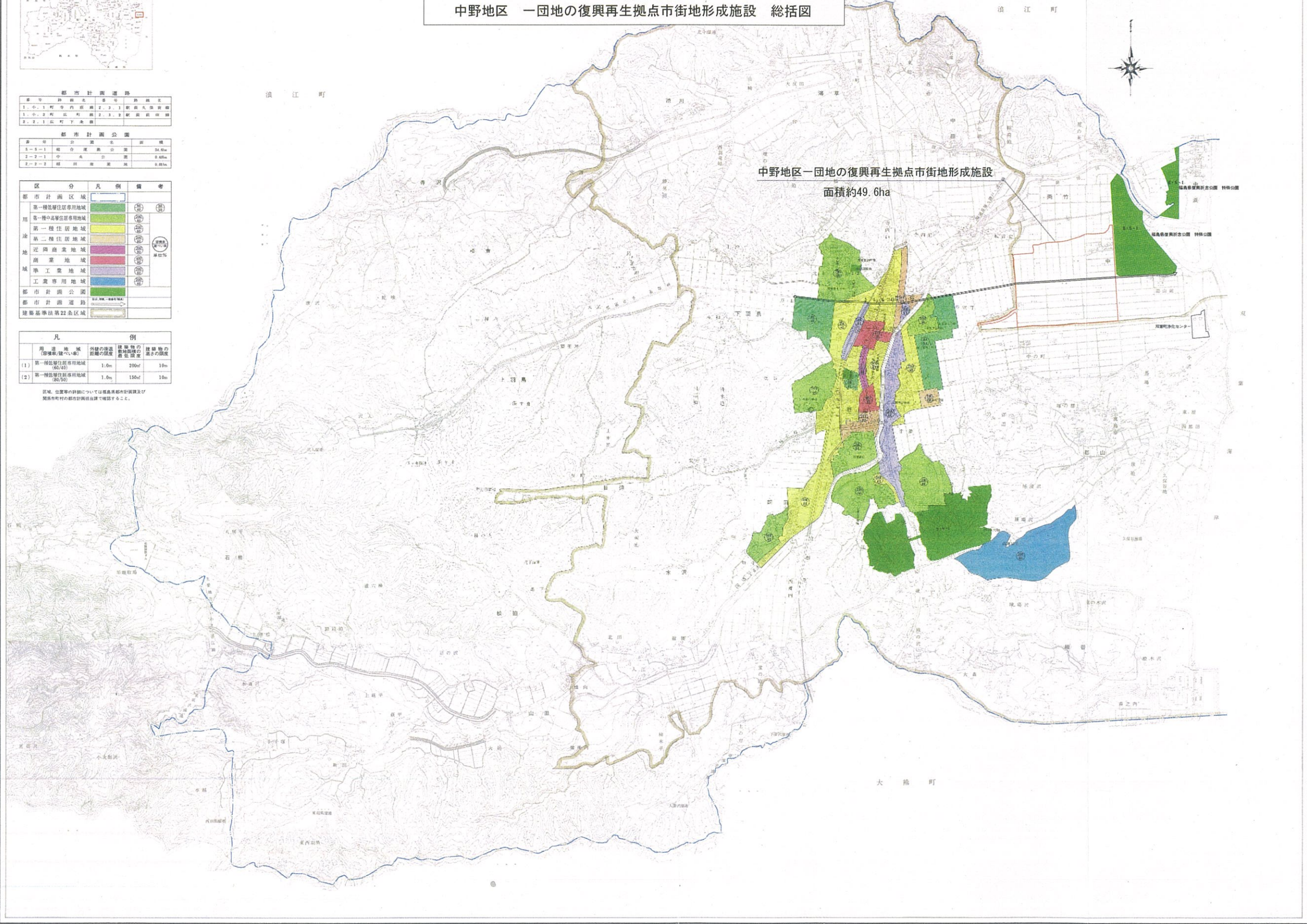
番号	路線名	番号	路線名
1-1-1	町内環線	2-2-1	駅前九条線
1-1-2	町内環線	2-2-2	駅前環線
2-2-3	町内環線		

番号	公園名	面積
1-1-1	総合運動公園	34.0ha
2-2-1	中央公園	8.0ha
2-2-2	緑川公園	8.0ha

区分	凡例	備考
都市計画区域		
第一種低層住居専用地域		①
第一種中高層住居専用地域		②
第二種住居地域		③
近隣商業地域		④
商業地域		⑤
準工業地域		⑥
工業専用地域		⑦
都市計画公園		
都市計画道路		
建築基準法第22条区域		

用途地域	容積率の限度	建築物の高さの限度	建築物の敷地面積の割合の限度
(1) 第一種低層住居専用地域 (R1)	1.0%	20m	10%
(2) 第一種中高層住居専用地域 (R2)	1.0%	15m	10%

区域、位置等の詳細については関係都市計画図及び関係市町村の都市計画図を参照すること。



○	市庁舎
△	支庁庁舎
□	町庁舎
◇	村庁舎
●	市立小学校
○	町立小学校
○	公立小学校
○	私立小学校
○	市立中学校
○	町立中学校
○	公立中学校
○	私立中学校
○	市立高等学校
○	町立高等学校
○	公立高等学校
○	私立高等学校
○	市立大学
○	町立大学
○	公立大学
○	私立大学
○	市立図書館
○	町立図書館
○	公立図書館
○	私立図書館
○	市立公民館
○	町立公民館
○	公立公民館
○	私立公民館
○	市立児童館
○	町立児童館
○	公立児童館
○	私立児童館
○	市立青少年センター
○	町立青少年センター
○	公立青少年センター
○	私立青少年センター
○	市立スポーツセンター
○	町立スポーツセンター
○	公立スポーツセンター
○	私立スポーツセンター
○	市立文化センター
○	町立文化センター
○	公立文化センター
○	私立文化センター
○	市立市民センター
○	町立市民センター
○	公立市民センター
○	私立市民センター
○	市立市民会館
○	町立市民会館
○	公立市民会館
○	私立市民会館
○	市立市民センター
○	町立市民センター
○	公立市民センター
○	私立市民センター
○	市立市民センター
○	町立市民センター
○	公立市民センター
○	私立市民センター

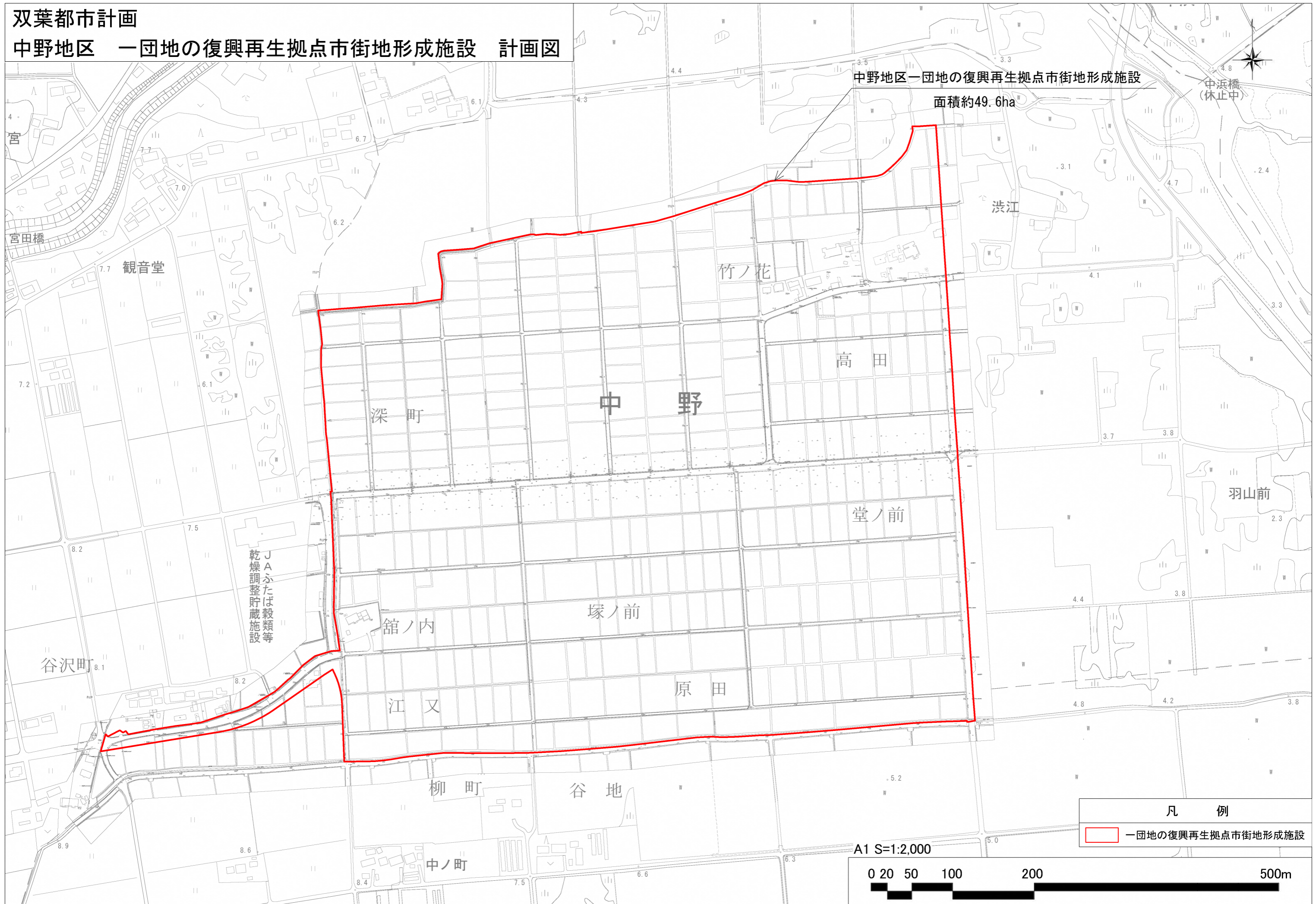
平成8年2月

1:10,000 (100m=1cm)

双葉町役場

双葉都市計画

中野地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 計画図



中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
面積約49.6ha

中浜橋
(休止中)

JAふたば穀類等
乾燥調整貯蔵施設

凡 例
一団地の復興再生拠点市街地形成施設

A1 S=1:2,000

